豊川市移動支援訪問サービス事業実施要領

（趣旨）

第1条　この要領は、東三河広域連合地域支援事業実施要綱（平成３０年４月１日施行）（以下「要綱」という。）第４条第３項の規定に基づき、東三河広域連合から委託を受けて豊川市が実施する要綱別表第２に掲げる移動支援訪問サービス事業（以下「移動支援訪問サービス事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（事業内容）

第２条　移動支援訪問サービス事業の内容は、要綱別表２に規定する地域型通所サービス事業、介護予防普及啓発事業及び地域介護予防活動支援事業において実施される通所型事業（以下「通所サービス事業」という。）と一体的に行われる移動支援や移送前後の生活支援とする。

（利用者）

第３条　移動支援訪問サービス事業を利用する者（以下「利用者」という。）は、次の各号のいずれかに該当し、介護予防ケアマネジメントにおいて通所サービス事業及び移動支援訪問サービス事業の利用を含めた支援計画を作成した者とする。

1. 要支援１又は要支援２の者
2. 市又は地域包括支援センターが実施する基本チェックリストで事業対象者と判定された者
3. 要介護の認定を受けた者（要介護認定による介護給付のサービスを利用する以前から移動支援訪問サービス事業又は通所サービス事業を利用していた者に限る。）

（実施対象団体）

第４条　移動支援訪問サービス事業を実施することができる団体（以下「実施対象団体」という。）は、次に掲げる事項を満たす団体とする。

1. 市内で活動する構成員が２人以上の団体であること。
2. 移動支援訪問サービスを提供するために必要な体制を備えていること。
3. 宗教的又は政治的活動を伴わない団体であること。
4. 団体の構成員が豊川市暴力団排除条例（平成２３年３月２３日条例第７号）第２条第２号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと及び同条例第２条第１号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しないこと。
5. 移動支援訪問サービスで支援を行う通所サービス事業の実施団体でないこと。

（登録）

第５条　実施対象団体のうち移動支援訪問サービス事業を実施しようとする団体は、豊川市移動支援訪問サービス実施団体登録届（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の提出があったときはその内容を審査し、適当と認めたときは、移動支援訪問サービス事業を実施する団体（以下「実施団体」という。）として登録するものとする。

（実施要件）

第６条 実施団体は、移動支援訪問サービス事業を実施するに当たり、次の各号を遵守しなければならない。

1. 事故発生時の対応　利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合における次のアからウまでに掲げる事項

ア　市、当該利用者の家族及び当該利用者に係る介護予防ケアマネジメント

等による援助を行う地域包括支援センターへの連絡並びに必要な措置を講

ずること

　　イ　事故の状況及び事故に際して取った処置について記録すること

　　ウ　賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと

1. 秘密保持　従事者又は従事者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさないこと
2. 衛生管理等　従事者の清潔の保持及び健康状態の管理のために必要な対策を行うこと

２　実施団体は、前項各号を遵守することを利用者に周知するものとする。

（廃止等の届出）

第７条　移動支援訪問サービス事業を廃止し、又は休止しようとする実施団体は、廃止し、又は休止しようとする日の１か月前までに、豊川市移動支援訪問サービス事業休止・廃止届（様式第２号）を市長に提出しなければならない。

（登録の取消し）

第８条　市長は、実施団体が第６条各号に掲げる要件を満たしていないと認めたとき又は前条の届出を提出したときは、登録を取り消すことができる。

（利用者の負担金等）

第９条　利用者の負担金の額は、運転手の人件費を除くガソリン代等送迎に要する費用の範囲内で実施団体が定め、利用者に事前に通知するものとする。

（その他）

第１０条　この要領に定めるもののほか、移動支援訪問サービス事業の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、令和４年　４月　１日から施行する。